

## ◎草案策定研究会による策定経過です。

自治基本条例草案策定にあたっては、住民、議会、町職員各4人による12人の委員で組織された研究会において、草案策定に係る必要な事項を調査・研究いたしました。町独自の自治基本条例策定に、初めての試みとして、全くの白紙の状態から取り組みました。条例の必要性を始め草案の内容について、意思統一を図りながら活発な議論を行い、「自治体の憲法」と称される「自治基本条例」の草案を検討いたしました。更に、研究会の会議記録を適時、町ホームページに掲載し、策定過程を公開いたしました。

地方分権が進展する中、町が自己決定と自己責任の基に、各種施策を実施していくことが求められていますが、地方自治法においては、すべての自治体に共通する組織及び運営に関する基本的な事項だけを定めているにすぎません。地方分権時代の地方自治運営の基本は、「住民自治」の実現であり、とりわけ「住民参加」の権利が重視されるべきと考えます。また、町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、特に財政状

況は厳しい状況に置かれています。

そこで、町を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した町独自の「自治基本条例」を制定し、地方分権時代における本町のあり方を定める必要があると考えます。

以上を踏まえ、策定に至る過程で、特に考慮した点は以下のとおりです。

- 1) 条例を制定する背景は、住民自治の実現だけでなく、町を取り巻く情勢や、厳しい財政状況を抜きに考えてはならない。
- 2) 町は、住民参加をもって、町が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。
- 3) 住民、議会、町が、それぞれの役割と責務を自覚し、お互い協力し、助け合いながら、まちづくりを進めなければならない。

以上の観点を考慮して、草案策定研究会は、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町

を築いていくために、この草案を策定し提出いたします。

平成17年9月1日 玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会

### 玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 草案策定経過一覧

	会議等開催日時	検討内容	備考
第1回	4月6日（水） 午後3時30分～ 4時50分	委嘱式／自己紹介／会長・副会長の選出 協議事項 ①条例の検討方針等・会議スケジュール ②意見交換	
	午後5時30分～ 6時55分	・第1回まちづくり研修会「参加と協働の時代」 講師：熊倉浩靖さん 特定非営利活動法人 NPO ぐんま代表理事	参加者数： 97人

第2回	4月19日(火) 午後1時30分～ 3時20分	<p>前回会議の質疑について回答</p> <p>自治基本条例と他の条例との関係について</p> <p>協議事項</p> <p>①先進事例について</p> <p>②町の方向性について交換</p>	
	4月26日(火) 午後5時30分～ 7時10分	<p>・第2回まちづくり研修会「団体自治と住民自治」</p> <p>講師：熊倉浩靖さん</p> <p>特定非営利活動法人 NPO ぐんま代表理事</p>	参加者数： 118人
第3回	5月19日(木) 午後1時30分～ 3時10分	<p>協議事項</p> <p>意見集約について意見交換</p>	
第4回	6月17日(金) 午後1時30分～ 3時15分	<p>協議事項</p> <p>①集約票について意見発表</p> <p>②自治基本条例の方向性について</p> <p>③審議会条例(案)について</p> <p>④策定過程のホームページ公開について</p>	
第5回	7月7日(木) 午後1時30分～ 4時10分	<p>協議事項</p> <p>①前文について</p> <p>②体系について</p>	

		③各条文について	
第6回	7月29日(金) 午後1時30分～ 3時45分	協議事項 ①条文について 第1章：用語の定義 第2章：基本目標 第3章：基本原則 第5章：議会の役割と責務 コンプライアンス等前回の課題について ②前文について	
第7回	8月11日(木) 午後1時30分～ 2時10分	協議事項 ①条文・前文について ②条例名について ③審議会幹事の選出について ④草案の解説について	
第8回	8月26日(金) 午後1時30分～ 3時10分	協議事項 ①草案の解説について ②策定経過について	
	9月1日(木)	草案提出(町長・議長へ)	